掲　載　内　容

概　論　事情変更があった場合の手続

1　申告書提出後の手続
2　期限後申告・修正申告
3　更正の請求

第１章　相続税申告後の事情変更

第１　相続人の範囲の変動

〔1〕　行方不明の相続人について不在者財産管理人を選任して遺産分割・相続税申告を行ったが、相続発生前に不在者が亡くなっていたことが後から判明した場合
〔2〕　遺産分割協議を行い相続税の申告・納付をしたが、その後に死後認知の訴えが提起され、死後認知の判決が確定した場合
〔3〕　胎児の相続人がいることに気付かずに遺産分割を行い、相続税申告後に出生した場合
〔4〕　相続税申告後に相続人の一人が廃除により相続権を失った場合
〔5〕　相続税申告後に相続人の一人に相続欠格が認められた場合
〔6〕　相続放棄の申述期間を延長し、相続税申告をした後で相続放棄をした場合

第２　相続財産の変動

〔7〕　相続税申告後に把握していなかった相続財産が判明し、相続人の合意で新たに見つかった財産のみを分割した場合
〔8〕　相続税申告後に取得時効により第三者に相続財産を取得された場合
〔9〕　一次相続が未分割のまま二次相続が発生し、二次相続の相続税申告後に一次相続の遺産分割協議が成立した場合
〔10〕　相続税申告の対象とした財産の一部が相続財産ではないとされた場合
〔11〕　相続税申告後に不動産の売買契約が解除された場合
〔12〕　相続税申告後に貸金返還請求訴訟を起こされて支払義務が確定した場合

第３　遺産分割方法等の変動

１　遺言書の発見

〔13〕　相続税申告後に相続人以外の者に遺贈する内容の遺言が発見された場合

２　遺産分割協議の取消し等

〔14〕　相続税申告後に遺産分割協議における錯誤を理由として新たに遺産分割が行われた場合
〔15〕　相続税申告後に遺産分割協議を相続人の合意によって解除し、再度分割する場合
〔16〕　相続税申告後に架空の遺産分割協議に基づく過大申告であることが露見し、通謀虚偽表示により遺産分割協議が無効とされた場合
〔17〕　相続人の一人が意思能力を欠いた状態で成立した遺産分割協議が相続税申告後に無効とされた場合

３　遺言の無効等

〔18〕　遺言内容どおりに相続財産を分配して相続税を申告したが、後日遺言が無効になった場合
〔19〕　負担付遺贈の負担不履行により遺言の取消しとなった場合

４　遺留分侵害額請求

〔20〕　遺言内容どおりに相続財産を分配して相続税申告をした後に他の相続人から遺留分侵害額請求を受けた場合
〔21〕　遺言内容どおりに相続税を申告した後の遺留分侵害額請求に対して相続財産である不動産を金銭の支払に代えて給付した場合

５　相続分譲渡

〔22〕　未分割申告後に相続人間で相続分を譲渡した場合
〔23〕　未分割申告後に相続人以外の者に対して相続分を譲渡した場合

６　その他遺産分割に関連する問題

〔24〕　遺産分割成立により遺産不動産の帰属が決定した場合における、相続開始から遺産分割成立までの賃料収入の取扱いが問題となる場合

第２章　相続税・贈与税をめぐるその他の事情変更

第１　相続税

〔25〕　未分割申告時に「申告期限後３年以内の分割見込書」を提出した場合
〔26〕　小規模宅地等の特例を適用した土地が、特例適用要件を満たしていないことが判明した場合
〔27〕　未分割で申告後、遺産分割が成立したことにより土地の評価単位が変わった場合
〔28〕　相続税の期限内申告後、保有継続要件がある小規模宅地等特例の適用をした土地を申告期限前に売却した場合
〔29〕　税務調査にて判明した財産（配偶者が相続）について隠蔽仮装行為の指摘を受けた場合
〔30〕　相続税申告後に相続人が相続財産を国等に寄附した場合

第２　贈与税

１　相続時精算課税

〔31〕　養子縁組の解消により、相続時精算課税適用者が養親である特定贈与者の推定相続人でなくなった場合
〔32〕　贈与税の申告を終えた後に、相続時精算課税適用財産の評価誤りが発覚した場合
〔33〕　相続時精算課税制度を利用して贈与を受けたものの、相続時に被相続人の債務超過が判明し、相続放棄する場合
〔34〕　相続時精算課税適用財産が、災害により被害を受けた場合
〔35〕　相続時精算課税の選択をした受贈者が贈与者より先に死亡した場合

２　その他の贈与税の特例

〔36〕　妻に居住用不動産を贈与した夫が、配偶者控除の申告前に亡くなった場合
〔37〕　過去に配偶者控除を受けて居住用の不動産を贈与した夫婦が離婚した場合
〔38〕　住宅取得等資金の贈与を受けたが、急な転勤で単身赴任となり新築された家屋に居住できない場合
〔39〕　教育資金の一括贈与を受けたものの、30歳になるまでに贈与資金を使い切ることができない場合

内容を一部変更することがありますので、
ご了承ください。

ケース別
相続税・贈与税申告後の事情変更
－法務を踏まえた税務処理のポイント－

共編　藤澤 美穂（税理士）
小池 智康（弁護士）

予期せぬ事態に対処するために！

◆相続人や相続財産の変動のほか、小規模宅地等の特例や相続時精算課税制度等の適用をめぐる事情変更の事例を取り上げて解説した上で、税額計算例も示しています。

◆相続実務に精通した税理士・弁護士が、実際に取り扱った事例を踏まえて執筆しています。

WEBサイトはこちら

A5判・総頁206頁
定価3,960円（本体3,600円）送料410円
ISBN978-4-7882-9611-4

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!
〈電子版〉定価 3,630円（本体3,300円）
※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339（通話料無料）
受付時間 9:00～12:00　13:00～16:30（土・日・祝日を除く）
WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/

会員登録はお済みですか？
01 会員限定の法令情報が読める
02 会員限定のサービスが受けられる
03 ポイント・クーポンが利用できる
会員登録はこちら

新日本法規出版株式会社
本　　社　〒460-0011　名古屋市中区大須4-1-65
総轄本部
東京本社　〒162-8407　東京都新宿区市谷砂土原町2-6
（2026.2）51003931
この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献　新日本法規出版
プライバシーマーク 19001633

内容見本
【A5判縮小】

５　相続分譲渡

〔22〕　未分割申告後に相続人間で相続分を譲渡した場合

Case　被相続人Ａの相続人、長男Ｂ・次男Ｃ・長女Ｄは、Ａ死亡後、申告期限までに遺産分割協議がまとまらなかったことから、法定相続分に従って未分割で相続税の申告をしました。その後遺産分割協議が難航する中、ＣがＤに、自身の相続分を無償で譲渡しました。

この場合、税務上の取扱いはどうなるでしょうか。

◆　ポイント　◆

▶相続人が共同相続人である者に相続分を無償譲渡した場合には、譲渡人には相続税が課税されず、譲受人はその分相続税の負担が増えることになります。

▶相続人が共同相続人である者に相続分を有償譲渡した場合には、代償分割による遺産の分割と同様に考えられます。

合で財産を取得したものとしてその課税価格を計算し相続税の申告をした後、相続人間で相続分の無償譲渡があった場合においては、その譲渡人は、相続による取得する財産がないこととなりますので、当初申告の納税額が過大となります。

この場合、申告期限から５年以内であれば、相続税法55条に定める民法上の「相続分」には譲渡をした相続分も含まれる（最判平５・５・28税資195・617）ため、国税通則法23条１項による更正の請求が可能であると考えられます。

また、申告期限から５年を超えている場合には、遺産分割協議において共同相続人の１人が相続分を事実上放棄した場合に準じて、譲渡人は、相続分の譲渡をした日から４か月以内に、相続税法32条１項１号に基づく更正の請求ができるものと解されます（国税庁質疑応答事例「共同相続人の１人が遺産分割の調停において相続財産を取得しないことが確定した場合の相続税法第32条第１項の規定に基づく更正の請求」）。

譲渡人が更正の請求をした場合、相続分の譲受人は、相続税の修正申告をする必要があります。

５　具体的な計算例

本Caseにおける具体的な相続税額の計算は以下のとおりです。

＜前提条件＞
法定相続人：長男Ｂ、次男Ｃ、長女Ｄ
相続財産：１億2,000万円

・ＣがＤに相続分1/3を無償譲渡

＜当初申告＞
【課税価格】
Ｂ・Ｃ・Ｄ：各　1億2,000万円　×　1/3　＝　4,000万円
全体：計１億2,000万円

【課税遺産総額】
1億2,000万円　－　4,800万円（基礎控除）　＝　7,200万円
【算出税額・各人の納付税額】
930万円（Ｂ・Ｃ・Ｄ：各310万円）

＜修正申告・更正の請求＞
【課税価格】
Ｂ：1億2,000万円　×　1/3　＝　4,000万円
Ｃ：相続分譲渡により０円
Ｄ：4,000万円　＋　4,000万円（譲渡により取得した相続分）　＝　8,000万円
全体：計１億2,000万円
【算出税額・各人の納付税額】
930万円（Ｂ：310万円、Ｃ：０円、Ｄ：620万円）
【納税過不足】
Ｃ：△310万円（更正の請求）
Ｄ：620万円　－　310万円　＝　310万円（修正申告）

〔27〕　未分割で申告後、遺産分割が成立したことにより土地の評価単位が変わった場合

Case　被相続人Ａの相続財産には、２つの道路に面する宅地である甲土地500㎡（三大都市圏に所在）がありました。申告期限までに遺産分割協議がまとまらなかったことから、相続人である子Ｂと子Ｃは、甲土地を含む相続財産を法定相続分どおりに相続したとして相続税の申告をしました。その際、甲土地は地積規模の大きな宅地として評価しました。その後、遺産分割協議が成立し、図のように甲土地を甲１土地と甲２土地に分筆し、甲１土地をＢが、甲２土地をＣが取得することに合意しました。

ＢとＣが遺産分割協議で合意した内容に基づき修正申告・更正の請求を行うに当たり、甲土地の相続税評価額に影響があるでしょうか。

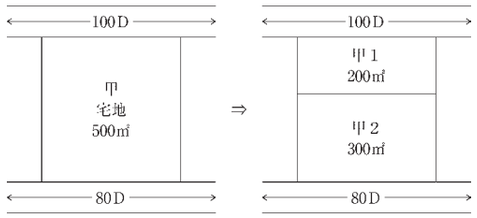

◆　ポイント　◆

▶相続により取得した宅地の相続税評価に当たっては、原則として、取得者が取得した宅地ごとに一評価単位として評価します。

解　説

１　宅地の評価単位

宅地の価額は、１筆単位で評価するのではなく、１画地の宅地（利用の単位となっている１区画の宅地をいいます。）ごとに評価します。

なお、相続、遺贈又は贈与により取得した宅地については、原則として、取得者が取得した宅地ごとに判定しますが、宅地の分割が親族間等で行われた場合において、例えば、分割後の画地が宅地として通常の用途に供することができないなど、その分割が著しく不合理であると認められるときは、その分割前の画地を「１画地の宅地」として評価します（評基通７－２）。

２　地積規模の大きな宅地の評価

（１）　地積規模の大きな宅地

地積規模の大きな宅地とは、三大都市圏（※）においては500㎡以上の地積の宅地、三大都市圏以外の地域においては1,000㎡以上の地積の宅地で、次の要件を満たす宅地をいいます。

なお、面積の判定は、一評価単位により行います。

①　路線価図上、普通住宅地区又は普通商業・併用住宅地区のいずれかに所在する。

〔37〕　過去に配偶者控除を受けて居住用の不動産を贈与した夫婦が離婚した場合

Case　夫婦歴25年のＡは、妻Ｂに対し、自宅不動産（評価額2,300万円）を生前贈与し、贈与税の配偶者控除（2,000万円）を適用して贈与税の申告をしました。Ｂは実際にその家に居住しましたが、贈与から２年後に離婚し、自宅を売却して転居しました。この場合、配偶者控除の取扱いはどうなるのでしょう。

◆　ポイント　◆

▶贈与時に居住の意思と実態があれば、後の離婚を理由に特例が否認されることはありません

解　説

１　制度の概要

婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産又はその取得資金を贈与した場合、贈与税について基礎控除110万円のほかに、2,000万円の配偶者控除が適用できます（相税21の６①）。これにより、最大で2,110万円までの贈与が非課税となります。

２　適用後に離婚した場合の取扱い

（１）　形式的な適用要件